発議第3号

道路特定財源制度の堅持と関係諸税の暫定税率に関する意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成20年2月29日提出

提出者 高山市議会議員 谷 澤 政 司

賛成者 高山市議会議員 大 木 稔

杉 本 健 三

小井戸 真 人

藤江久子

村 瀬 祐 治

松葉晴彦

車 戸 明 良

水口武彦

松山篤夫

牛 丸 博 和

倉 田 博 之

丸 山 肇

中筬博之

道路特定財源制度の堅持と関係諸税の暫定税率に関する意見書

高山市は、合併により「日本一広大な面積を持つ市」になったが、公共交通機関が殆ど無いため、移動手段として自動車交通への依存度が極めて高く、成人一人に所有車一台といっても過言で無い状況にある。集落と集落を結ぶ道路が一本だけの地域すら存在し、防災・医療・通勤・通学・地域経済などあらゆる分野で道路なくしては生活を支えることが困難な状況にある。

このような中、高山市では毎年、道路特定財源を上回る多くの一般財源を投入し道路整備を行っているものの、防災対策・緊急医療対策・過疎化対策などによる生活道路の整備や、交通渋滞の解消・バリアフリー化の推進・老朽化した橋梁の架け替えなど、維持管理も含めまだまだ不十分である。真に地域が自立し活力を高めるためには、道路整備が最重要課題であると認識している。

よって国におかれては、地方における道路整備の実情とその重要性を十分認識し、道路 特定財源について、次の事項を実現されるよう要望する。

記

- 1. 道路特定財源については、平成20年度以降も現行の税率水準を維持する法案を、今年度内に確実に成立することにより、安定的かつ確実な財源を確保すること。
- 2. 地方が真に必要な道路整備を行うにあたっては、道路特定財源制度の趣旨を踏まえ、地方公共団体への配分を高めること等により、地方公共団体における道路整備財源を充実すること。
- 3. 道路特定財源から国が地方へ交付する「地方道路整備臨時交付金」も継続すること。
- 4. 長期展望にたった道路整備とその財源確保のあり方について十分な議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年2月29日

高山市議会